

サンクガーデンメモリアル 16 使用規則

【規定】

第1条 サンクガーデンメモリアル 16（以下「本墓地」という。）を使用される方は、この規則に従うものとする。

【運営管理者】

第2条 本墓地は宗教法人清泰寺（以下「管理者」という。）が所有・管理し、この使用規則並びに国及び県の法令に定めるところに従い、必要な図書及び書類を整備し墓地運営の適正を期するものとする。

【使用目的】

第3条 本墓地は墳墓の建立及び焼骨の埋蔵以外の目的には使用不可とする。

【永代使用料】

第4条 永代使用料（以下「使用料」という。）とは、後継者がいる限り、契約した墓地（区画）の使用権を保証する為のものをいい、本墓地の使用申込み時に是を納入すること。

【使用許可証の交付】

第5条

- 1項 本墓地の使用を希望される方は、「サンクガーデンメモリアル 16 使用申込書」に所定の事項を記載し管理料の引落しを行う為の口座振替依頼書等の必要関係書類と共に使用料、及び別に定める初回管理料を納入し、永代使用許可証（以下「許可証」という。）の交付を受けるものとする。
- 2項 許可証を紛失又は破損した場合は、所定の書類に再交付手数料を添えて許可証の再交付を受けること。
- 3項 使用者の住所変更等、許可証の記載事項に変更がある場合は、別に定める必要関係書類を所定の書式と共に速やかに届け出ること。

【仏事祭祀】

第6条 本墓地において法事や納骨等の仏事祭祀は許可証の交付を受けた者（以下「使用者」という。）が事前に申込を行い、管理者が行うものとする。但し、管理者の承認を得た場合はこの限りではない。

【管理料】

第7条

- 管理料の支払期限は、使用契約初年度を除き毎年 4 月 13 日とする。
- 1項 管理料の支払いは、使用者が指定した集金代行機関より口座引落しの方法で行い、管理料の引落し日は、使用契約初年度を除き毎年 4 月 13 日とする。ただし、当該日が営業日（日本国の法令等により銀行が休日とされる日以外の日をいう。以下同じ。）以外の場合には、引落し日はその翌営業日とする。
- 2項 引落し日が経過した後に入金が確認できない場合、使用者は手数料 260 円を加算して、管理料を支払うものとする。
- 3項 2 項に基づく手数料を含めた管理料が、引落し日の 1 ヶ月後までに支払われない場合は、毎年 5 月 13 日（当該日が営業日以外の場合には、その翌営業日）に管理料の再引落しを行う。
- 4項 再引落し日を経過しても、本条 3 項規定の手数料込の金額が支払われない場合、使用者は、さらに手数料 260 円（計 520 円）を加算して管理料を支払うものとする。

【料金の改定】

第8条 物価の変動等により、所定の料金等が不均衡となった場合、これを改定することがある。

【料金の不返還】

第9条 既納の使用料及び管理料はいかなる理由があっても返還はしないものとする。

【緑地規定・ガーデニングについて】

第10条 本墓地はガーデニング墓地の為、環境美化整備を基本とし次の項のとおり墓域内に緑地を設けること。

- 1項 建墓工事施工基準に基づき、背面を除く三面を緑地とする。
- 2項 緑地植栽は一年草の草花及び管理事務所の指定する物とする。
- 3項 第 10 条 1 項に該当する緑地化以外の場合は、人工芝を敷くか、もしくは担当石材店の施工による敷石の設置のみを許可します。尚、ウッドチップや砂、ビー玉等は禁止とする。
- 4項 2. 4 ~ 3. 0 m² の墓地については玉砂利の設置を許可する。
- 5項 除草剤、その他農薬等の使用を禁止する。
- 6項 使用者は墓域内の美化に責任を持ち清掃・除草を行い他の使用者の迷惑となる事がないよう管理する。

【墓地工事施工】

第11条 墓地工事施工の場合は本墓地指定の石材店を使用し、環境整備の都合上次の項に従うものとする。

- 1項 墓地・外柵工事・その他の設備工事を行う際は、本墓地工事規定による。
- 2項 使用範囲を明確にするため、契約後 1 年以内に建墓をすること。
- 3項 外部からの外柵や墓碑、その他付帯石材等の持込を禁ずる。

【埋葬及び改葬の手続き】

第12条 埋葬及び改葬を行う場合は使用者が事前に、来園による申込みを行うこと。

- 1項 埋葬又は改葬を行う際は、所轄官庁の発行する埋火葬許可証と本墓地の許可証を納めたファイルと共に、予約時にご案内した手数料を添えて手続きを行うこと。
- 2項 分骨の際は、現に埋葬されている墓地管理者の発行する分骨証明証と、前項の本墓地の許可証を納めたファイル及び手数料を添えて手続きを行うこと。

【死体埋葬の禁止】

第13条 公衆衛生上、本墓地には死体（肢胎を含む）埋葬の一切を禁ずる。

【使用者の継承】

第14条 使用者が死亡したときは、民法第 897 条の規定に従って祖先の祭祀を主催すべき者がその地位を継承することができる。

- 1項 継承者は継承の事実を証する書面をもって管理者に遅滞なくその旨を申し出、承認を受けなければならない。

【譲渡・転貸の禁止】

第15条 使用者は許可証の持つすべての権利を第三者に譲渡または転貸することを禁ずる。

【墓地の返還】

第16条 墓地が不要になった際は原状に復し、使用許可証を添えて直ちに返還を行う。

万一、使用者が墓地を原状に復さない場合は、使用者に通知し使用者に代わって墓地管理者が該当墓地を原状に復すこととする。その際の費用は使用者の負担とする。

【墓所使用契約の解除】

第17条 使用者は以下について行ってはならない。

1項 墓所使用者が次の各号の一つに該当する場合には、管理者は、その使用契約を解除することができる。

(1) 使用者が死亡した日から起算して 3 年を経過しても祭祀を継承する者が判明しないとき。

(2) 使用者が住所不明となって 3 年を経過したとき。

(3) 使用者が管理料を 3 カ年以上滞納したとき。

(4) 使用者が墓所を第 3 条以外の目的に使用したとき。

(5) 使用者が第 15 条に違反したとき。

(6) 使用者が他の使用者の信仰に圧力を加える等、近隣の使用者に迷惑となる行為を行ったとき。

(7) 使用者が反社会的勢力もしくはそれらに準ずるものであることが判明したとき。

(8) その他、使用者がこの規定に違反し、使用者としての適格を失ったと考えられるとき。

2項 前項により墓所使用契約を解除されたときは、墓所使用者は、墓石等を撤去し、埋蔵された焼骨を引き取り、直ちにその場所を現状に復して管理者に返還しなければならない。

3項 使用者あるいは使用者の祭祀継承者が前項の義務に違反して、墓石等の撤去をせず、また、焼骨を引き取らない場合には、管理者は、当該墓所に関する改葬の手続きをすることができる。ただし、本条 1 項(4)(5)(6)(8)による解除の場合に、本項に定める措置は、解除後 6 カ月を経過しなければできないものとする。なお、管理者は、使用者あるいは祭祀継承者に対して原状回復に要した費用の賠償を請求することができる。

【補償及び補修】

第18条 使用者がその責に帰すべき事由により近隣地及び墓地の施設に損害を与えた場合には、使用者はその負担により補償または補修をしなければならない。

1項 天変地異その他墓地管理者の責に帰すべからざる事由によって墳墓に損害を受けた場合には、その補償に要する費用は、管理者はこれを負担しない。

【管理権に基づく措置】

第19条 管理者が墓所につき公用収容の必要のため、または土地の整備その他の必要のため、墓所使用権者に対して改葬を求めたときは、使用者はこれを拒んではならない。これについては管理者が代替地及び改葬に伴う費用を補償する。

【塔婆撤去】

第20条 環境美化の為、塔婆の長さを 4 尺以下とする。又、1 ヶ月を経過した塔婆は管理事務所で撤去を行う。

【禁止事項】

第21条 墓地内において次の各項の行為を禁ずる。但し、管理者が必要と認めた際はこの限りではない。

1項 工作物（造花を含む）や植木の設置、その他墓地の設備を損傷し、又は汚損すること。

2項 他の使用者の信仰に圧力を加える行為、及び近隣の迷惑となるような行為をすること。

3項 家畜類を放つ行為、ごみその他汚物を捨てる等不衛生な行為をすること。

4項 前各項の他、墓地の使用又は管理上特に支障があると認められる行為をすること。

【開園時間】

第22条 本墓地の開園時間は、午前 9 時より午後 5 時迄とする。但し、天災等により急遽変更がある。

【使用規則に定めのない事項】

第23条 この規則に定めのない事項については、法律の定めるところによるほか、その都度管理者が決定する。

【個人情報の保護】

第24条 本墓地が管理上必要とする使用者等の個人情報については本墓地の管理運営の業務目的以外には利用しません。

【規則改定】

第25条 墓地埋葬等に関する法律等現行法規が改正された場合及び運営管理者が特に必要と認めた場合には、本墓地規則が改正されることがあります。

【附則】

この規則は令和 5 (2023) 年 10 月 1 日付で改定し、同日から施行する。

※上記使用規則を了承し申し込みます。

令和 年 月 日

見本

氏名 見本 ㊞